

平成27年度税制改正への対応について

1 改正の背景

平成27年度税制改正については、地方税に関し、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、地方税法の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議が進められています。

同法律案は、平成27年3月30日までに可決・公布される見込みであることから、津市市税条例について所要の改正を行おうとするものです。

2 条例改正に関わる主な内容

- (1) 軽自動車税の税率改正における適用年度の延期（平成27年4月1日から施行）

津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年津市条例第18号）により、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとしている原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率の引き上げを1年延期し、平成28年度分以降の年度分の軽自動車税について適用します。

- (2) 固定資産税及び都市計画税における土地負担調整措置の延長（平成27年4月1日から施行）

固定資産税及び都市計画税における土地に係る負担調整措置について、現行の仕組みを平成29年度まで3年延長します。

住宅用地の負担調整措置については、当該年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）が100%未満の土地は、前年度の課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とします。ただし、当該額が本則課税標準額の100%を上回る場合には100%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

3 今後の対応

津市市税条例の一部の改正については、特に緊急を要するため、津市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、次の議会に報告し、承認を求める予定です。